応募期限　令和５年４月５日（水）まで

第２期鳥取県再犯防止推進計画（案）

についてご意見をお寄せください！

鳥取県では、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「法」という。）」の規定に基づき、「第２期鳥取県再犯防止推進計画」の策定を検討しています。このたび、計画の案を作成しましたので、県民の皆様のご意見をお寄せください。

第２期鳥取県再犯防止推進計画（案）の概要

１　計画の期間

５年間（令和５年度から令和９年度まで）

更生保護のイメージキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

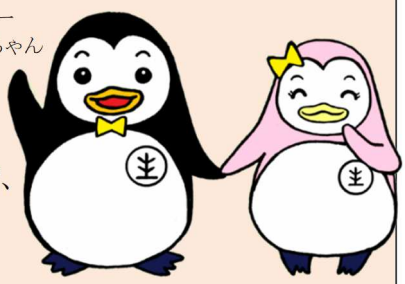

２　計画の目的

犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現すること。

３　計画の考え方

・法第８条第１項に規定されている地方再犯防止推進計画として策定する。
・計画の対象者：起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者。

４　成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数を令和９年度末までに20%減らす。
※基準値　443 人（平成 29 年～令和３年の平均値）から 354 人（令和４年～８年の平均値）にする。

５　５つの重点課題と取組の具体的内容

１　就労・住居の確保等	・県立ハローワークにおける就労支援 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、家賃債務保証事業の利用促進
２　福祉サービス・保健医療の利用の促進等	・地域生活定着支援センターの活動内容の一層の周知 ・薬物依存症専門医療機関の中西部での選定等医療支援体制の拡充
３　学校等と連携した修学支援の実施等	・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実 ・鳥取法務少年支援センターによる地域援助の活用促進に対する学校等への周知協力
４　民間協力者の活動の促進等	・保護司、ボランティア団体会員募集への協力 ・ウェブサイトや広報媒体を使ったわかりやすい発信
５　地域による包摂の推進	・鳥取県再犯防止推進会議の開催 ・市町村職員等向け研修、県・市町村・関係機関による会議の開催 ・高齢、障がいのある者以外の出所者やその家族等を対象とした相談支援体制の構築の検討

【計画（案）の閲覧方法】
・県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のウェブページ（下の QR コード）でもご覧になれます。
・郵送をご希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【応募方法】
・電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）及び各市町村の窓口でも応募できます。
・提出される様式は自由で、このチラシ（裏面）もご利用になれます。

【結果の公表】
いただいたご意見への対応（回答）は、後日、取りまとめてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
郵送：〒６８０－８５７０（所在地記載不要）　電話：０８５７－２６－７１５８
ファクシミリ：０８５７－２６－８１１６　電子メール：fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

「第２期鳥取県再犯防止推進計画（案）」に対する意見応募用紙

《応募先》　鳥取県庁　福祉保健課
〒６８０－８５７０（所在地記載不要）
ファクシミリ：０８５７－２６－８１１６　電子メール：　fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

ご意見欄	

ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、以下もご記入をお願いします。

お住まいの市町村	鳥取県　　市 ・ 郡　　町 ・ 村（以下、不要）
年　代	□１０歳代まで　□２０歳代　□３０歳代　□４０歳代 □５０歳代　□６０歳代　□７０歳代　□８０歳代以上
応募者の区分 ※一番近いものをお選びください	□更生保護団体等関係者　□福祉関係者 □行政関係者　□その他（　　）